

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年4月9日 17時40分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市桃頭島西北西方沖 尾鷲港行野浦北防波堤灯台から真方位114° 1,360m付近 (概位 北緯34° 03.7′ 東経136° 15.3′)
事故の概要	漁船 恭福丸は、錨泊中、走錨して岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年4月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 恭福丸、1.77トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-59414（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	全損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、尾鷲湾内の九木埼北方沖で釣りを終えて帰航中、主機が停止したので四爪錨を投入して錨泊し、船長が主機を点検していたところ、走錨して桃頭島付近の岩礁に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、潮流が予想していたよりも速かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、錨泊して主機を点検した際、燃料油等の漏えいを認めなかったため、燃料油こし器が閉塞して主機が停止したのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、停止した主機を点検する目的で錨泊中、走錨したことから、桃頭島付近の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>主機は、燃料油こし器が閉塞したことから、燃料油が供給されず、停止した可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、停止した主機を点検する目的で錨泊中、走錨したため、桃頭島付近の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投錨後に錨が確実に効いていることを確認し、潮流の速い海域で錨泊中は、自船の位置を確認して走錨に注意すること。 ・ 錨泊する際は、可能な限り周囲に岩礁等がない安全な海域を選ぶこと。

	・主機は、定期的に燃料油こし器を開放して清掃すること。
--	-----------------------------